

NETISの登録方法 について

近畿技術事務所

近畿技術事務所

目次

1. NETISについて

2. NETIS登録方法について

1.NETISについて

- ①新技術とは
- ②NETISの記号説明
- ③NETIS活用の流れ
- ④新技術活用評価会議について
- ⑤活用効果調査表の作成
- ⑥NETISの掲載期限について
- ⑦NETISに登録の利点について
- ⑧活用促進について

①新技術とは

新技術とは？

新技術：技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において**従来技術**に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

従来技術：公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をいう。

活 用：新技術を直轄工事等にて用いることをいう。

②NETISの記号説明

NETISの登録番号について

KK - **20** **0001** - **A(VE・VR・AG・VG)**

-Aは情報種別記号

-A.....評価のされていない技術

-VE.....評価済技術のうち継続調査等の対象としない技術

-VR.....評価済技術のうち継続調査等の対象となった技術

-AG,VG...掲載期間が終了した技術

0001は年度毎の受付番号
(例)2番目に登録されれば0002

20は登録年度
(例)2021年度なら21

KKは登録地方整備局の記号

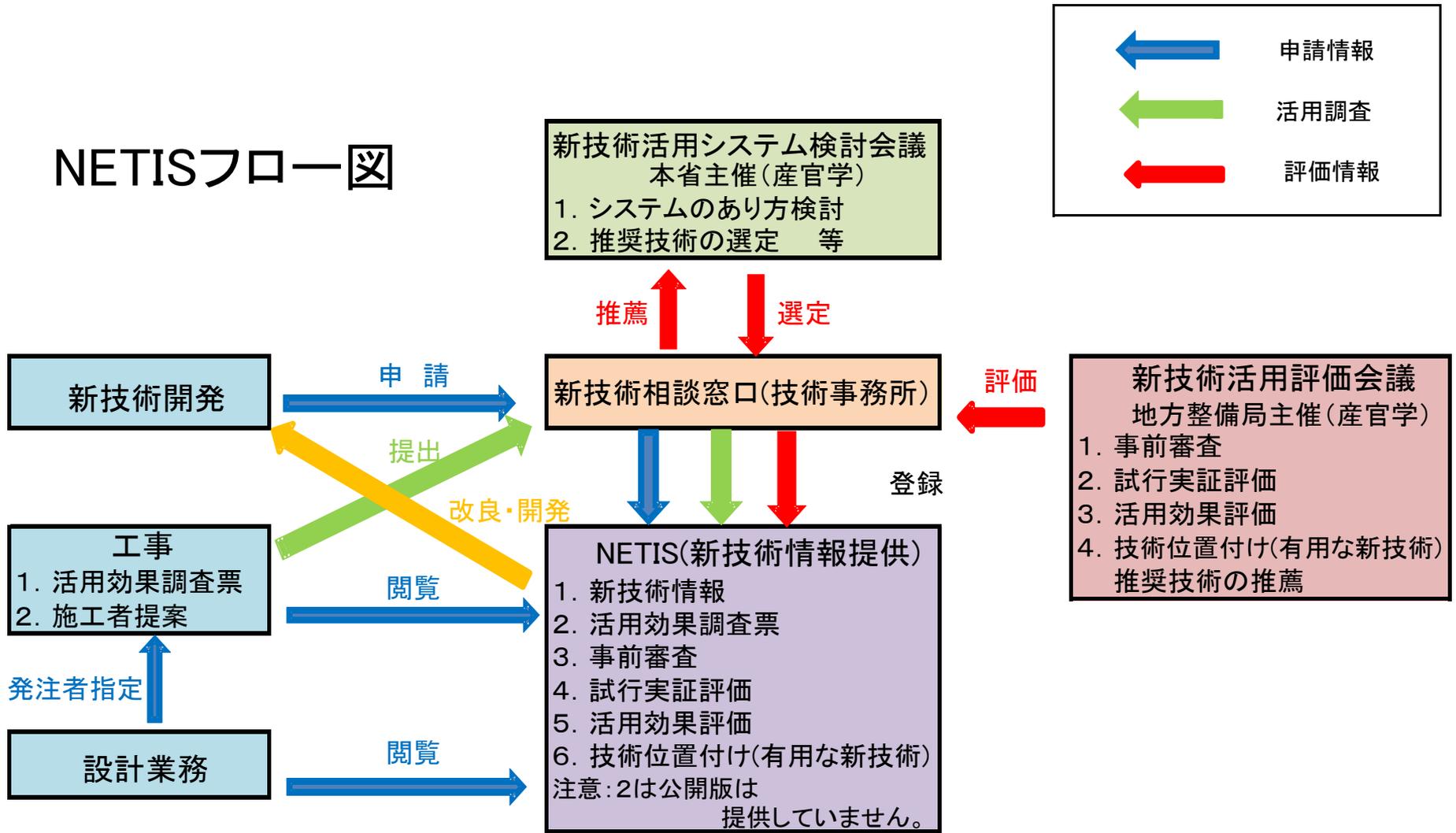
CB(中部) CG(中国) HK(北海道) HR(北陸) KK(近畿)

KT(関東) QS(九州) SK(四国) TH(東北) OK(沖縄)

※ KKK-は港湾登録技術の記号(近畿)

③NETIS活用の流れ

NETISフロー図



④新技術活用評価会議について

◆新技術活用評価会議について

- ・新技術活用評価会議は産官学の構成で各整備局毎に設置され、近畿は年4回評価会議の実施を予定しています。
- ・1会議で10技術程度の評価を実施
- ・評価技術は北海道を含む9地整で工種毎に担当を決めて評価を実施しており、近畿地方整備局は、トンネル及び橋梁を主に担当し評価しています。

◆新技術活用評価会議の内容

- ①事前審査
- ②試行実証評価
- ③活用効果評価
- ④推奨技術の推薦

推奨技術等は新技術活用システム会議で選定

◆新技術活用評価会議において推奨技術を推薦

選考対象技術

NETIS登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって、選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

- ①評価会議が推薦する技術(「活用促進技術」のうち、主として現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術)
- ②関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術
- ③その他システム検討会議の委員が推薦する技術

④新技術活用評価会議について

評価会議までのタイムスケジュール(評価技術選定からNETIS登録まで最短で4ヶ月必要)

単位 (週間前)	申請者		事務局		委員
12	依頼受理	←	技術の詳細資料の提出依頼	評価技術決定10技術程度	
11	技術資料 の提出	→	評価資料取りまとめ 活用効果調査票及び申請者からの技術資料より作成。		
10					
9					
8					
7			局と評価資料確認		
6			座長説明	委員資料送付	→
5					質問事項 の検討
4	回答書作成	←	質問書提出	回答を作成	←
3		→	回答確認		
2					
1			局と評価資料確認		
当日			評価会議		
	評価内容確認	←	新技術承認	新技術未承認	
	登録承認	→	NETIS登録	次回継続審議	
	回答書作成	←	質問事項確認 回答依頼		
		→	回答確認	次回評価会議	

活用促進技術は、優位性・特有性・現場適応性から判断する。

評価技術決定 10 技術程度

優先順位より選定

優先度	対象技術	備考
高い	掲載終了技術	
	未評価技術	登録年次の古い技術から選定
低い	評価済み技術	評価年度の古い技術から選定

注意: 順位が同じ場合は、活用件数の多いものから選定

④新技術活用評価会議について

活用効果評価結果

活用効果評価結果		平成27年度																近畿地方整備局	新技術活用評価会議			
NEITS 情報	開発目標	経済性の向上、耐久性の向上、品質の向上																				
	新技術登録番号	KK-●●●●●●-VR	区分	工法	有用な技術の位置づけ	活用促進技術																
	分類	道路維持修繕工 - 橋梁補修補強工 - 新素材繊維接着工																				
	新技術名	○○工法																				
	比較する従来技術(従来工法)	○○工法																				
新技術の概要及び特徴		○○よる、○○工法。																				
活用効果 評価	所見	<p>参考の評価基準に基づき「従来技術より優れる」と位置づけされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○のため、従来に比して工程は大幅に短縮できた。 ・従来技術と比較し○○が優れていた。 																				
	改善以降の弊害に対する 検点と弊害の必要性	継続調査を行い、○○について確認再評価を実施する。よって、情報種別記号「-VR」とする。																項目の平均(点)と従来技術(従来工法)(点)の比較				
	留意事項	・施工の際は○○に留意すること。																				
	活用効果調査における 取組内容及び評価	-																				
活用効果 調査結果	対象工事	1	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H23	
		2	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H23	
		3	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H24	
		4	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H25	
		5	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H23	
		6	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H24	
		7	○○工事															○○地盤 (従来技術)	○○工法	発注者指定型	H25	
活用効果 調査結果	項目	ケース番号 及び年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	項目の 平均 (点)	従来技術 (従来工 法) (点)		
			H23	H23	H24	H25	H23	H24	H25													
	施工時 評価	経済性	B	B	B	B	B	B	B	B										B	C	
		工程	B	B	B	B	B	B	A											B	C	
		品質・出来形	B	B	B	B	C	B	B											B	C	
		安全性	B	C	B	C	A	B	B											B	C	
		施工性	B	B	B	C	B	C	B											B	C	
		環境	C	C	C	C	C	C	C											C	C	
	その他																					
		総合評価点	B	B	B	C	B	B	B										B	C		
今後、新技術を採用出来る 工事に活用したいか	今後もしも採用したい	80%																				
	採用を検討したい	0%																				
今後、新技術を採用出来る 工事に活用したいか	場合によっては採用することもある	0%																				
	技術の改良を強く願う	0%																				
各項目における判定																		A	従来技術より優れる			
																		B	従来技術より優れる			
																		C	従来技術と同等			
																		D	従来技術より劣る			
追加調査の必要性																						
追加調査																						

⑤活用効果調査表の作成

●活用効果調査表とは

活用効果調査表は、事後評価を実施するために必要な資料。

直轄工事で試行及び活用した新技術を対象として、経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境などの項目について、新技術と従来技術を比較した結果を記入。

●活用効果調査表作成の流れ

活用効果調査表

発注者・施工者がそれぞれ必要な項目を記入

発注者

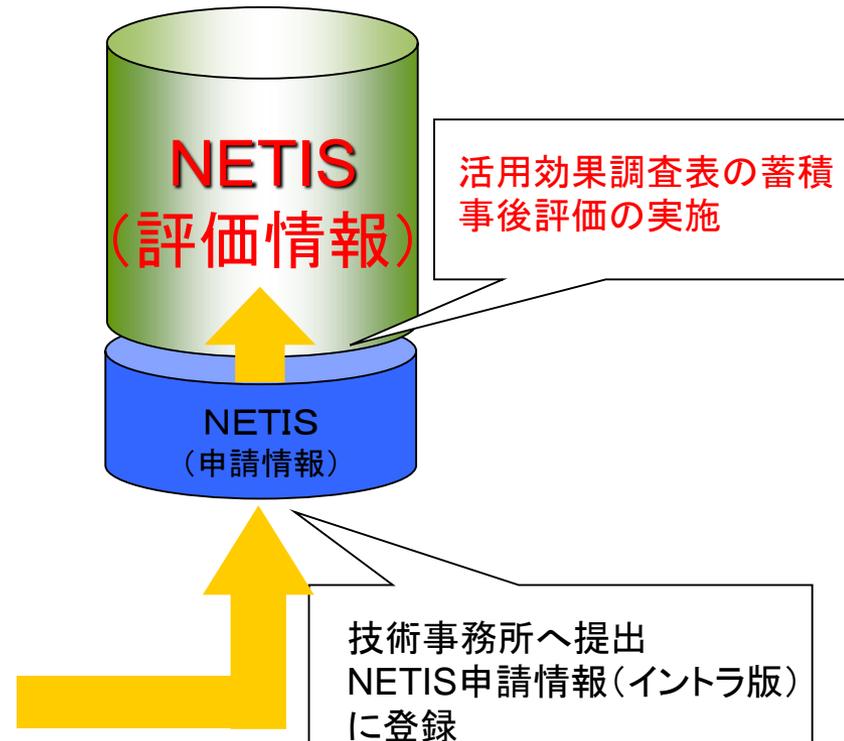
以下の項目を記入

- ・工事概要
- ・採用理由
- ・現場条件
- ・経済性等の各項目の調査結果

施工者

以下の項目を記入

- ・現場条件
- ・経済性等の各項目の調査結果



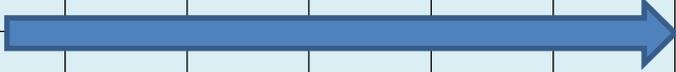
⑥NETISの掲載期限について

NETISの掲載期間について

NETISの掲載期間は当初にNETISに登録した翌年度の4月1日から5年間とします。
ただし、NETISへの掲載期間中、新技術活用評価会議等により事前審査、事後評価結果でVRと評価された技術は、評価された翌年度から5年間掲載期間が延長されます。

※ 表内の「調査表」とは、直轄工事等で活用され提出された「活用効果調査表」です。

A・VE・VRに指定された技術の掲載期限は下表の通り。最大でも登録した翌年度から10年間です。

登録年数	登録年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
NETIS登録(-A)							掲載終了						
1回目評価登録					調査表5件で評価実施(AからVRに評価)						掲載終了		
2回目評価登録								調査表10件で評価実施(VE・VR評価)				掲載終了	

注意：評価とは事前審査・事後評価結果をさします。

VEは継続調査等の対象としない技術で、掲載期間は登録した翌年度から10年間です。

VRは継続調査等の対象となった技術で、掲載期間は評価した翌年度から5年間です。

活用効果評価について

1回目の活用効果評価は、登録された翌年度から5年以内に、直轄工事等における活用効果調査表が5件以上登録されれば実施します。

2回目の活用効果評価は、前回の評価から1年以上経過し、活用効果調査表の内、未評価の調査表が10件以上登録された技術の中から適宜実施します。

⑦NETISに登録の利点について

◆NETISに登録した場合の利点について

- ・NETISの掲載期間はNETISに登録された翌年度から5年間(最長10年間)活用期間として情報を掲載します。
- ・NETISに掲載中の技術は、設計業者・施工業者が検索することで、活用される機会が増えます。
- ・NETISに掲載中の技術は、工事成績評点の加点対象になるため、活用される機会が増えます。
- ・NETISに掲載中の-A技術は、活用効果調査表が5件以上で評価会議で評価され、評価情報がNETIS掲載されるとともに、掲載期間が延長されます。

◆総合評価落札方式の利点について

近畿地方整備局では、有用な新技術を技術提案されると技術評価点が最大で1点加点されます。

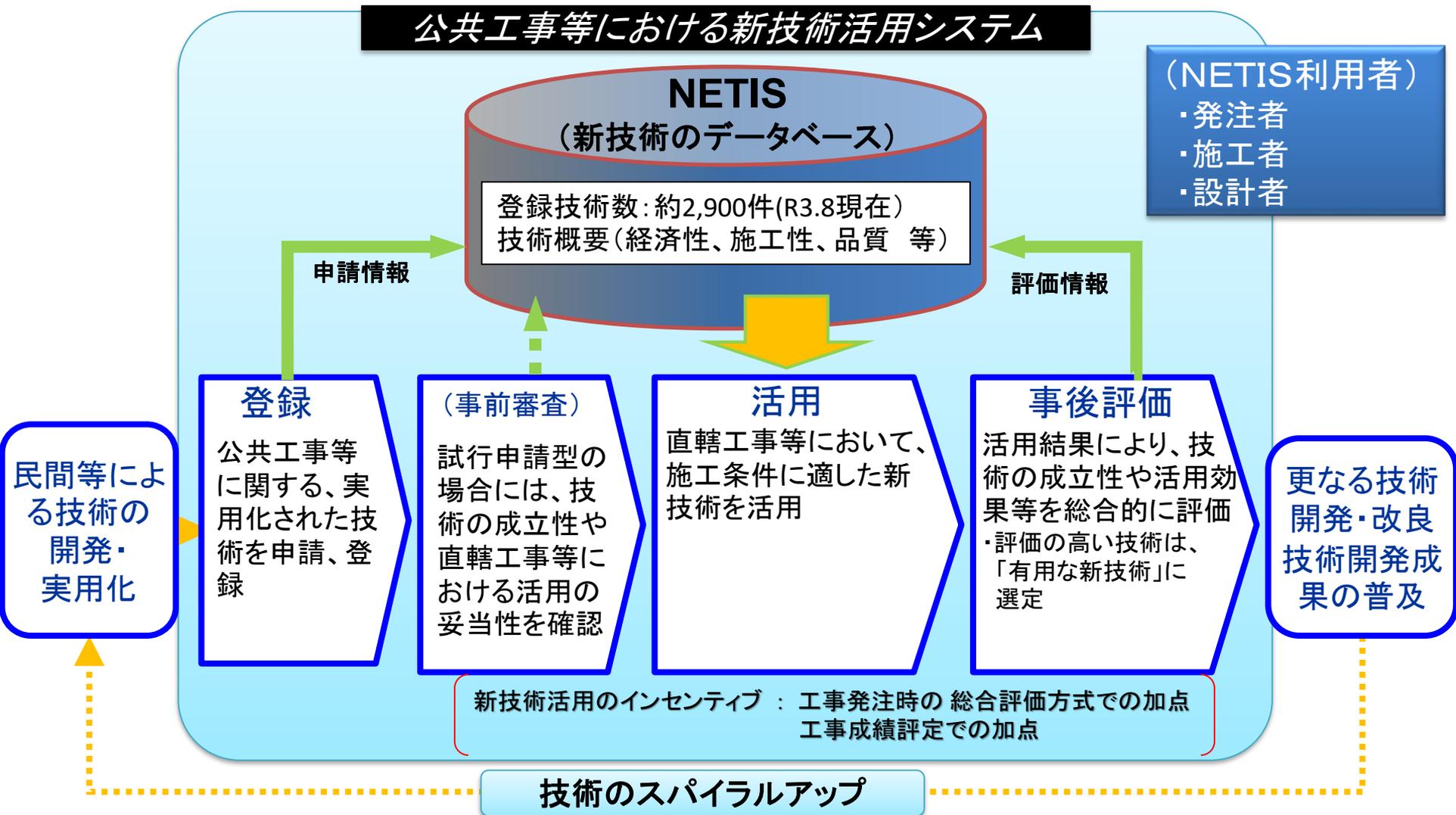
注意:整備局によって加点方法は異なります。

◆工事成績評定の利点について

施工者希望型で新技術の活用を行った場合のみ、現場での活用結果により、工事成績評点が主任技術評価官で最大3点(実加点は1.2点)加算されます。

⑧活用促進について

- 有用な新技術を積極的な活用を推進することで、公共工事のコスト縮減や品質向上を図り、新技術の更なる改善が促進されるための仕組みとして、新技術活用システムを構築(平成13年度より)。
- これは、民間等により開発された新技術を、新技術情報提供システム(NETIS)にて共有・広く提供するとともに、公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム。

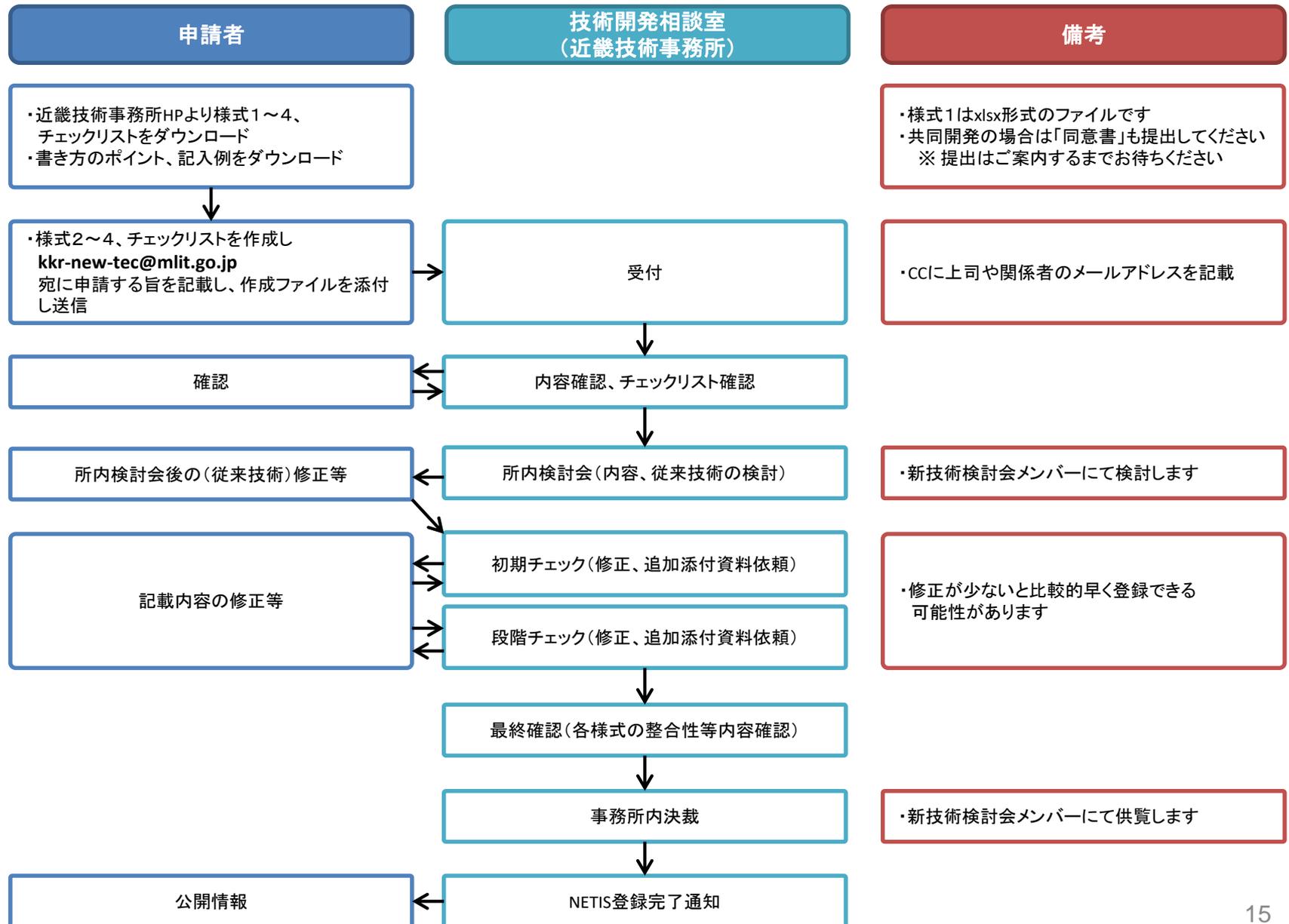


2. NETIS登録方法について

- ①NETIS登録の流れについて
- ②申請書提出先について
- ③様式のダウンロード
- ④基本的な留意事項について

①NETIS登録の流れについて

NETIS登録までの流れ



②申請書提出先について

◆登録申請について

登録申請は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く、相談窓口申請してください。

近畿地整への申請は下述のとおり

相談窓口

近畿地方整備局 近畿技術事務所
技術活用・人材育成課 技術開発相談室
住所：〒573-0166

大阪府枚方市山田池北町11-1

TEL：072-856-1941

(平日 9:00～17:00、除：昼休憩)

E-MAIL：kk-new-tec@mlit.go.jp



◆共同開発について

登録技術が共同開発の場合は、共同開発同意書参考例(P.29)を参考に共同開発同意書を作成し提出してください。

なお、当該技術を行使する権原を有する事業者も技術開発者となります。

③様式のダウンロード

近畿技術事務所ホームページの検索

検索サイトで検索します。



ウェブ 画像 動画 辞書 知恵袋 地図 リアルタイム 一覧 ▾

① 近畿技術事務所 × 検索 ② + 条件指定

約2,910,000件
検索ツール ▾

Q 近畿技術事務所 アクセス 近畿技術事務所 住所 近畿技術事務所 研修 で検索

③ 近畿技術事務所 - 国土交通省近畿地方整備局

www.kkr.mlit.go.jp/kingi/ - キャッシュ

お知らせ 近畿地方整備局 近畿技術事務所 ホームページは、下記の時間帯にサーバ メンテナンスを実施いたします。実施中はホームページにアクセスできなくなり、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。※メンテナンス予定 日時 平成30年1月27日(土)0:00 から4:00 まで停止 平成30年1月27日(土)4:00 から 15:00 まで一時的な停止(2分程度の停止が数回) なお、気象状況等により実施を延期 する場合があります。延期の場合は、翌日の28日(日)に同様の時間帯にて実施する 予定 ...

[交通アクセス](#) [新技術情報](#)
[近技の紹介](#) [一般向け](#)
[情報データベース](#) [発注・入札情報](#)

[近畿地方整備局近畿技術事務所 - 枚方市 / 国土交通省 - goo地図](#)
map.goo.ne.jp > ... > お店/施設 > 大阪府 > 枚方市 > 山田池北町 国土交通省 - キャッシュ
[住所]大阪府枚方市山田池北町11-1 [ジャンル]国土交通省 [電話]072-856-1941.

①「近畿技術事務所」と入力



②検索ボタンをクリック



③リンクをクリック



アドレスが正しければ
近畿技術事務所のホームページが
表示されます。

③様式のダウンロード

近畿技術事務所ホームページ

近畿技術事務所
国土交通省 近畿地方整備局

近技の紹介 | 新技術情報 | 情報データベース | 防災センター | 交通バリアフリー | 技術開発相談室

技術を育み、未来を拓く
「建設技術の総合センター」

NETIS 新技術活用情報

発注・入札情報

公共工事かけこみ寺
(近畿地方整備局)

近技について

- 近畿技術事務所の沿革
- 事業概要
- 組織の構成
- 土木構造物検査技術情報
- 技術とのふれあい
- 近畿技術事務所の技術
- 国土交通行政関係功労者表彰

What's new

2021/07/29	記者発表 国土交通行政関係功労者の近畿技術事務所長表彰の受賞者が決定しました～業務2 者、建設技術者2名表彰～ New!!
2021/07/29	発注・入札情報 「一般競争入札公告(物品・役務)」を更新しました。 New!!
2021/07/12	インフラメンテナンス国民会議 災害対策用機械のバックホウ高見減隔換気装置を紹介しました。 New!!
2021/07/09	発注・入札情報 「オープンカウンター方式の発注情報」を更新しました。 New!!
2021/07/02	発注・入札情報 「企画競争実施の公示」を更新しました。 New!!
2021/06/24	新技術情報 新技術活用計画書・実施報告書の様式を更新しました。 (発注事務所用 様式A、様式IV-1、様式IV-3) New!!
2021/06/15	発注・入札情報 「一般競争入札公告(物品・役務)」を更新しました。 New!!
2021/05/28	記者発表 産学官の連携・協力による新しい技術の研究・普及を支援します～6月2日(水)第18回 プロジェクト選定・評価委員会をweb会議で開催～
2021/05/28	発注・入札情報 「物品発注の公示」を掲載しました。
2021/05/28	Twitterの運用ポリシーを公開 Twitterの運用ポリシーを公開しました。

公式Twitter(ツイッター)
公式ツイッター運用ポリシー
[PDF: 20.4KB]
国土交通省近畿技術事務所
Twitterでは、事務所の事業内容
や災害対応、災害対策用機械の
紹介などを行っております。

ツイッターはこちら↓
@mit.kngi

交通バリアフリー
比較体験コース

災害関連

①このボタンをクリック

②ページが移動します

近畿技術事務所
国土交通省 近畿地方整備局

近技の紹介 | 新技術情報 | 情報データベース | 防災センター | 交通バリアフリー | 技術開発相談室

新技術情報
Development

NETIS (新技術活用情報)

NETIS 新技術活用システム

「NETIS新規登録の流れについて」
をクリック

③「NETIS新規登録の流れについて」
をクリック

質の確保に貢献し、良質な社会資本の確保、環境の保全・良好な環境の創出、自
ら、優れた技術を持続的に創出して
、術を公共工事において積極的に活用

【これまでの取組み】

国土交通省では、平成13年度から、有用な新技術の活用を円滑に進めるために、新技術に
関する情報の収集や発注者間での共有、現場への試行導入の手続き、導入の効果の検証・評価と
いう一連の流れをシステム化した技術活用のシステムの運用を開始しました。
平成17年度からは、新技術の活用促進をより積極的に進めるために、従来のシステムを再編・
強化し、「公共工事における技術活用システム」として、暫定運用を行ってまいりました。
平成18年度夏期からは、暫定運用の結果や新技術活用の実情等を踏まえ、有用な新技術の活
用促進と技術のスパイラルアップを目的として、これまでのシステム全体を事後評価中心型に再
整理し、「公共工事における新技術活用システム」として本格運用することとしました。

【NETISとは】

新技術情報提供システム「New Technology Information System」の略で、国土交通省が運
用している新技術にかかる情報を、共有及び提供するためのデータベースです。平成13年度から
インターネットで一般にも公開。有用な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能です。
なお、NETIS掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何らかの技術の裏付けを行うも
のではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。

③様式のダウンロード

近畿技術事務所
国土交通省 近畿地方整備局

サイトマップ | 交通アクセス | ご意見箱 | リンク集

近技の紹介 | 新技術情報 | 情報データベース | 防災センター | 交通バリアフリー | 技術開発相談室

新技術情報
Development

新技術情報 TOP

- 一般公開NETIS
- 「NETIS新規登録」の流れについて
- 「登録についての留意事項」について
- 「NETIS変更・抹消申請」の流れについて
- 「活用効果調査表」の提出の流れ及び書き方のポイント
- よくある質問
- 「NETISに関するお問い合わせ先」について
- 「全国のNETISに関するお問い合わせ窓口」について
- 近畿建設新技術活用通信
- 近畿地方整備局新技術活用年報

NETIS (新技術活用情報)

「NETIS新規登録」の流れについて

※必ずお読みください。

NETISの登録方法について！
[PDF形式]



1) 申請に必要な様式の入手

- 様式-1及び様式-2作成
- 様式-3 詳細説明資料 & 様式-4 比較表

令和2年1月14日にNETISサイトがリニューアルされました。様式1及び様式2の作成方法が変更され、NETISサイト上で作成できるようになりました。

チェックリスト
[Excel形式]

2) 必要な登録書類の作成

必要な登録書類の作成については以下の記入方法を参照しながら作成してください。

- 「様式2の書き方」
- 新技術情報入力システム操作マニュアル [PDF形式]
- 様式-2 技術概要説明資料 [PDF形式]
- 「記入例」
- 様式-2 技術概要説明資料 [PDF形式]
- 様式-3 詳細説明資料(作成例)！ [Excel形式]
- 添付資料の中表紙 [PDF形式]

※作成後必ずチェックリストにてチェックをお願いします。チェック済と認められないものは受付られませんのでよろしくお願い致します。

③ヒアリング

「基本的な留意事項」の熟読や「共同開発同意書参考例」を参照ください。

各様式をクリックするとページが移動します。移動時に同意の確認がありますので「OK」をクリックしてください。

クリックするとExcelファイルで行う操作の選択ダイアログが表示されます。「保存」または「名前を付けて保存」を選択してダウンロードしてください。

各リンクをクリックするとファイルが表示されます。必要に応じて保存してください。

③様式のダウンロード

NETISのHP 新技術の申請方法ページ

NETIS 新技術情報提供システム
NEW TECHNOLOGY INFORMATION SYSTEM

登録申請の状況
登録申請書作成
採用効果調査書作成
テーマ決定書の比較表
マッチング
維持管理記録の状況
認定申請・登録
認定技術の状況
マニュアル / FAQ

登録申請書作成 (申請情報) | 採用効果調査書作成 (評価情報)

NETIS (申請情報) への登録申請に必要な書類は以下のとおりです。ただし、必ず申請しようとしている地方整備局の技術事務所ホームページを確認して下さい。

申請書

次の様式が作成できます。

- 様式1: 申請書
- 様式2: 技術概要説明資料

- 申請書 (様式-1) は必ずA3で両面印刷し、二つ折りにして提出してください。表裏2枚をのり付けしたものを、表裏一枚ずつのままのもの等で提出された場合は、受理出来ません。
- 掲載内容には必ず代表者印を押してください。
- 誤記等の記載ミスも虚偽記載として扱われる場合があるため、慎重に記入してください。

詳細説明資料

次の様式がダウンロードできます。

- 様式3: 詳細説明資料
- 様式4: 比較表

登録済みの申請情報を変更・修正する場合は様式1-15を作成してください。

様式1-15 申請情報の変更・更新申請書

登録申請・相談窓口

各地方整備局の技術事務所ホームページへのリンク一覧です。新技術に関する申請ページをご覧ください。

各地方整備局等 申請・相談窓口一覧

NETIS登録申請支援

NETIS登録の迅速化を図るため、登録申請書類作成を支援する団体を公募し選定しています。支援を希望する場合は、直接各団体にご連絡下さい。

NETIS 登録申請支援団体一覧

入力方法については「NETIS新規登録」の流れ> 2) > [書き方のポイント]や[記入例]の「様式-2」を参照してください。

④基本的な留意事項について

様式の記入方法から登録までの留意事項をまとめましたので書類作成時・修正時に参考にしてください。

新技術登録申請にかかる「基本的な留意事項」

令和3年7月21日 作成

※赤文字は、特に重要ですので、確認して下さい。

No.	項目	留意事項
1	基本的考え方及び審査の進め方	<ul style="list-style-type: none">・NETIS新規登録の資料では、顧客が知りたい情報の提供が求められる。申請者がアピールしたい情報のみが記載される場合があり、顧客が理解できる内容にする必要がある。・近畿において、様式3の技術内容の根拠は添付資料により確認できることが必要となる。さらに様式3に記載のないものは、様式2や様式4に記載できないことになっている。・審査の進め方1. 作成した書類の送付: 様式2(zip形式)、様式3、様式4、チェックリスト、パンフレットをE-Mail(15MB以内)で送付。 ※ 上司や関係者のメールアドレスを「CC」に記載し、一緒に送信する。2. 第1段階 従来技術が妥当かどうか新技術検討会で確認3. 第2段階1) 初期チェック(チェック内容: 様式3は事例と形態が整合しているかの確認)2) 初期確認(チェック内容: 様式3は評価項目小の内容と①③④の整合や①②⑧の整合等)3) 段階チェック(チェック内容: 様式2と様式3の内容の整合)4) 最終確認(チェック内容: 様式3の評価項目小と③④に対する様式2の内容確認、様式4の整合性等)4. 事務所内決裁5. 登録: 申請者にはE-Mailで申請受付と登録通知を送付 以上の順序で進めるが、各段階で質問や修正の回数が増える場合がある。・添付資料については、新技術検討会終了後に、こちらから案内する提出要領等に沿って郵送で提出。 添付資料の作成方法の概要は、下述No.67に記載。・様式1申請書(下述No.66)は、こちらからの依頼により、原本を郵送で提出。
2	新技術検討会	<ul style="list-style-type: none">・従来技術の設定が妥当かどうか新技術検討会で確認し、修正が必要な場合は申請者に報告し修正を行う。
様式3		
3	様式3の基本的考え方等	<ul style="list-style-type: none">・様式3が詳細説明資料、様式2が技術概要資料という扱いのため、様式3が一番重要。・様式3は、感覚的にこうなると言うような記載をせず、実験値及び文献等を根拠として記載する。・評価項目大と中の変更せず、評価項目小は様式2で記載したい内容を記載する。・評価項目小は何行でも追加してもよい。・各セルの幅は変更せず、各セルの高さを高くして対応する。・記入例のアドレス : https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/develop/data/youshiki3_01.pdf

④基本的な留意事項について

4	従来技術の設定と経済性について	<ul style="list-style-type: none"> ・従来技術は、施工者の立場に立って通常使用される従来技術を選定し、同条件で比較すること。 ・経済性が向上するような従来技術の選定を行わない。 ・既存のNETIS登録にある類似技術記載の従来技術が、参考になる場合が多い。
5	工程について	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間の短縮等の評価は施工性で行うため、工程では下記のように評価する。 ・工程(作業日数)と作業時間について、作業時間が少ないので工程短縮との表現があるが、作業時間が小さくても工程が短縮できない場合がある。あくまでも工程は、施工に関する全工程を記載し、作業時間で比較しないこと。 ただし、評価項目中「合理化」の評価項目小として、「作業時間短縮」を追加してもよい。
6	【区分】、レベル1ーレベル2(左上)	<ul style="list-style-type: none"> ・【区分】は様式2の表紙の「区分」と整合、レベル1ーレベル2は様式2表紙の分類1のレベル1とレベル2を記載。
7	技術の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の名称は様式2と様式4に合わせる。
8	開発会社名	<ul style="list-style-type: none"> ・開発会社名は様式2と合わせる。(下述No.29参照)
9	NETIS登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・NETIS登録番号は「<input checked="" type="checkbox"/>未登録」と記載し、「<input type="checkbox"/>登録済み:登録番号【 】」は変更更新時に追記する。
10	申請先の地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・申請先の地方整備局は「近畿地方整備局 近畿技術事務所」と記載する。
11	分類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2、分類1のみ記載する。
12	使用可能な工事の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2の概要③に合わせる。
13	比較対象とする従来技術の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・従来技術の名称は様式2と様式4に合わせる。
14	比較対象とする従来技術の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「選定理由」は、「従来技術は国土交通省の土木工事標準歩掛に載っているものであるため。」や「〇〇工の施工では、従来技術の使用が一般的であるため。」等と記載する。
15	評価項目 大 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・NETISでは材料・製品等であっても施工した場合、どうなるのかが重要となる。 そのため材料費、労務費(人件費)、機械経費等をそれぞれを比較してどうなるのかを記載する。 ・イニシャルコストは様式2と合わせる。「〇/10m³」等と記載する。 ・金額は直接工事費(業務では直接経費)を記載する。記載した単価の年度も記載のこと。 ・新技術や従来技術の積算条件はコストを出された想定条件を記載すること。施工内容をイメージしやすいように具体的に記載する。 ・ランニングコストを記載する場合は、「耐久性」欄等にランニングコストで比較する理由を記載する必要がある。

④基本的な留意事項について

<p>16</p>	<p>●様式3のチェックポイント</p>	<p>1. ①欄・②欄と⑧欄が関連(次のどのパターンか確認すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン1として評価項目小の項目で、公的な基準がある場合は、⑧にその基準の名称例えば「土木工事安全施工技術指針」等を記載、①欄はその内容を記載、②欄は「現行基準に適合」となる。 ・パターン2として評価項目小の項目で、社内基準がある場合は、⑧が「社内基準」等を記載、①欄はその内容を記載、②欄は「自社基準に適合」となる。 ・パターン3として評価項目小の項目で、現行基準と社内基準がない場合は、⑧を「従来技術」と記載、①②は「—」を記載。 ・パターン4として評価項目小の項目で、現行基準と社内基準がなく、さらに従来技術の数値等がない場合は、⑧が「—」を記載、①②は「—」を記載、④は「比較対象外(比較データがない等)」と記載する。 <p>また、④が比較対象外で、③に関して現行基準や社内基準がある場合は、パターン1やパターン2となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、評価項目中の項目で、③④ともに該当する項目がない場合は、評価項目小と①～⑧は「—」を記載する。 <p>2. 評価項目小と①③④欄が関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、評価項目小の質問に対して、①③④欄が答えとなっているか確認すること。 ・次に、③欄と④欄が比較されているか確認すること。 ・③欄は「申請技術は」などの書き出しで申請技術について記載する。 ・④欄は申請技術の優劣について、「向上」「同程度」「低下」等の結果を記載、セル内改行(Alt+改行)して、従来技術のことを記載する。 <p>主語については「従来技術は」もしくは「従来技術の○は」等の書き出しで記載する。</p> <p>また、従来技術と申請技術が比較できない場合は「比較対象外」とする。</p> <p>3. ③欄と⑤⑥⑦欄が関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③欄は、⑤⑥⑦欄の内容に基づいて、具体的に数値等で記載する。 ・③欄記載内容は何によるのかを⑤欄に「国土交通省○件、公共機関○件、民間○件の施工実績による」や「○○試験による」等と記載、⑥は「施工実績による自社確認」や「試験による自社確認」や「試験による○○センター確認」等と記載、⑦はその資料名称「添付資料○施工実績一覧表」や「添付資料○◇試験結果」等と記載する。 ・原則③欄は①欄の内容以上である(それぞれの基準に適合)場合が多い。
<p>17</p>	<p>評価項目 大 安全性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目中「構造」の評価項目小は、全ての技術で「技術の成立性」を記載し、③に「申請技術は、△工において○を改善した技術であり、技術の成立性は各種実験や試験施工、施工実績において、確認されている」等と記載する。また、①②④⑤⑥⑦⑧は「—」とする。 ・評価項目中「構造」の評価項目小で、「工法内容」や「製品概要」等について記載する。 ・評価項目中「施工段階」の評価項目小の「作業員に対する事故等の発生」と「第三者に対する事故等の発生」は、実際の施工時に事故があったのか、なかったのかを記載する。 <p>①は「土木工事安全施工技術指針：第2章安全措置一般：第1節による」、②は「現行基準に適合」、④は「同程度 従来技術の安全性は確保されている」、⑤は「国土交通省○件、その他公共機関○件の施工実績による」、⑥「施工実績による自社確認」、⑦「添付資料○『施工実績一覧表』」、⑧「土木工事安全施工技術指針」等と記載。</p>
<p>18</p>	<p>評価項目 大 耐久性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目大「耐久性」では、材料・製品・工法・システム・機械(以下「材料等」)の完成物に対する性質などを記載。 ・評価項目中「物性」の評価項目小は、材料等そのものの性質等をして、「耐候性」・「耐食性」・等を記載する。 ・評価項目中「形状」の評価項目小は、材料等の形状について記載する。 ・評価項目中「能力」の評価項目小は、材料等の能力について記載する。

④基本的な留意事項について

19	評価項目 大 品質・出来形	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目大「品質・出来形」は、原則として完成物に関する事項を記載する。 ・評価項目中「材料」の評価項目小は、施工現場における材料等の種類や品質管理事項等を記載する。 ・評価項目中「施工」の評価項目小は、施工現場における材料等を使用しての施工方法等を記載する。 なお施工方法③記載内容は様式2の施工方法に合わせる。 ・評価項目中「完成物」の評価項目小は、施工後の確認事項として出来形管理結果等を記載する。
20	評価項目 大 施工性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目中「合理化」の評価項目小は、「所要日数」等と記載し、様式2の内容を③に記載、イニシャルコストの材料製作、据付日数等を記載する。 また、評価項目中「合理化」の評価項目小として、「作業の省力化」「作業時間短縮」等について記載してもよい。 ・評価項目中「現場条件」の評価項目小は、「作業スペース」、「施工スペース」、「仮置スペース」等と記載し、どのくらいのスペース(幅$O_m \times$長さ$O_m =$面積O_{m2})が必要か記載する。 なお、現場条件の③記載内容は様式2の適用条件②に合わせる。 ・評価項目中「適用範囲」の評価項目小は、「適用可能な範囲」等を記載する。 なお、適用可能な範囲の③記載内容は様式2の適用範囲①に合わせる。 ・評価項目中「自然条件」の評価項目小は、「気象条件(風、雨、積雪、気温)」等を記載する。 なお、自然条件の③記載内容は様式2の適用条件①に合わせる。 ・評価項目中「施工管理」の評価項目小は、「出来形管理の項目や頻度等」を記載する。 ・評価項目中「難易度」の評価項目小は「熟練工依存度」として、施工歩掛りにより業種等を③④に記載する。
21	評価項目 大 周辺環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目中「周辺環境への影響」、評価項目小に「省資源」「廃棄物量」「生態系」「CO2排出量」「騒音」「振動」「粉じん」「大気汚染」「有害物質(土壌汚染等)」「交通規制状況」等を記載する。 なお、「騒音」と記載する場合、③「騒音は重機より10mの地点でO_{dB}」、④は「向上 従来技術の騒音は重機より10mの地点でO_{dB}」等と記載する。 ・評価項目中「作業員環境」は、評価項目小を「保護具の使用」「粉じん対策」「職業疾病罹災リスク」等を記載する。 なお、「職業疾病罹災リスク」を記載する場合、①「土木工事安全施工技術指針：第2章安全措置一般：第1節による」、②「現行基準に適合」、③「申請技術は職業疾病罹災リスクがない」、④「同程度 従来技術は職業疾病罹災リスクがない」、⑤は「国土交通省〇件、その他公共機関〇件の施工実績による」、⑥「施工実績による自社確認」⑦「添付資料〇『施工実績一覧表』」、⑧「土木工事安全施工技術指針」等と記載する。
22	様式3の主なチェック項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済性で金額の記載内容が正しいか。 2. 経済性で従来技術、申請技術の積算条件がわかりやすいか。 3. 安全性以下で、評価項目小の内容と①欄、③欄、④欄の整合が取れているか。 4. 安全性以下で、①欄、②欄、⑧欄の整合が取れているか。 5. 安全性以下で、③欄、④欄の比較内容がよいか。 6. 安全性以下で、③欄と⑤欄、⑥欄、⑦欄の整合が取れているか。
様式2		
23	段階チェックの基本的考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2と様式3の内容の整合を確認。 ・様式3が詳細説明資料、様式2が技術概要資料という扱いのため様式3が一番重要。 様式2の内容(名称、副題、分類、キーワード、開発目標、概要(アブストラクト)、概要、技術のアピールポイント、新規性及び期待される効果、適用条件の①自然条件②現場条件、適用範囲①適用可能な範囲、比較する従来技術、活用の効果、活用の効果の根拠の経済性と工程、施工方法等)が様式3で確認できないものは、様式2から削除することになる。 (様式2に記載したい場合は様式3で確認できること。)

④基本的な留意事項について

24	技術名称	・技術の名称は様式3と様式4に合わせる。名称の一部に会社名や型番を入れないようにすること。
25	副題	・名称と副題はセットで考える。 ・副題は、一般的な表現で申請技術がわかりやすい内容の短文として記載する。
26	分類	・最も使用する機会の多いものを第1に記載する。
27	キーワード	・3つ以内にする。自由記入も3つまで記載できる。 ・文章ではなく単語で記載する。
28	開発目標	・「その他()」を含め、3つ以内にする。
29	開発会社	・ 共同開発の場合は、共同開発者の同意書を作成する。 書式は自由であるが、共同開発者から①NETISの実施規約に同意する旨、②当該新技術のNETIS登録に際して御社が申請窓口となることに同意する旨、の同意書を申請者に提出してもらい、その コピーを提出する 。 ・ 技術行使権原を有する者 、つまり当該技術について行使する権原を有する者も技術開発者であり、同意書が必要。 例：特許等の 共同出願人 、および 製造・販売・営業・施工 が可能な者
30	概要(アブストラクト)	・工事のどの場面で使用できるか記載する。 ・「本技術は、〇〇について△△する技術であり、従来は□□で対応していた。本技術の活用により◇◇が期待できる。」ような内容で、記載する。
31	概要	1. 「概要」①では 新技術の概略を1～2行で説明してから、新技術の内容(仕組・原理、材料・施工方法、装置構成等)～特長を箇条書きする。(ここを読むだけで新技術の概要が理解できる記述が求められる。) なお様式3の評価項目小「工法内容」や「製品概要」等の③と合わせるとわかりやすい。 2. 「概要」②では 従来技術の概略を1～2行で説明してから、従来技術の課題を箇条書きする。(この場合「比較対象の従来技術(1種類のみ)」について記載する) なお様式3の評価項目小「工法内容」や「製品概要」等の④と合わせるとわかりやすい。 3. 「概要」③では ・様式3の使用可能な工事の種類に合わせる。 4. 「概要」④では ・新技術の技術名称が一般名称でない場合及び土木分野で一般的でない略語、単語については、「④その他」として分かり易い説明を記載する。
32	技術のアピールポイント	※「技術のアピールポイント」では、『「概要」②で箇条書きした 従来技術の課題 を「新規性及び期待される効果」②期待される効果は?(新技術活用のメリットは?)のように 解決した。それは「新規性及び期待される効果」①で箇条書きした新規性があったからである。 』というシナリオのあらすじを記載する。
33	新規性及び期待される効果	・「新規性及び期待される効果」の①では 従来技術の課題を新技術で解決できたのは「新技術に“このような新規性”があるからである。」という観点で新規性を箇条書きする。(その際、新規性だけにして効果は記述しない) ・「新規性及び期待される効果」の②では “「概要」②”で箇条書きした従来技術の課題を、新技術ではどのように解決したかを箇条書きに記載する。 ※概要の①と②と新規性及び期待される効果の②は、ストーリー性を念頭に記述する必要がある。 このストーリーから当該新技術のアピールどころを読み取り、そのことを念頭に置きながら様式3を構成する。

④基本的な留意事項について

34	適用条件	<p>※出来る限り定量的に記載する。</p> <p>①自然条件 ・様式3の自然条件と合わせる。</p> <p>②現場条件 ・様式3の現場条件と合わせる。 ・作業スペース、施工スペース、仮置きヤード等を記載する。</p> <p>③技術提供可能地域 ・全国であれば「日本全国技術提供可能」、近畿地域であれば「大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県の近畿地域」、〇県地域であれば「〇県」等と記載する。</p> <p>④関係法令等 ・法令のみ記載して下さい。基準は「適用範囲」④に記載。</p>
35	適用範囲	<p>※出来る限り定量的に記載する。</p> <p>①適用可能な範囲 ・様式3の適用範囲と合わせる。</p> <p>②特に効果の高い適用範囲</p> <p>③適用できない範囲</p> <p>④適用にあたり、関係する基準およびその引用元</p>
36	留意事項	※申請技術を施工等実施に当たり、留意事項を記載する。
37	比較する技術	・様式3と合わせる。
38	活用の効果 経済性	<p>・様式3と合わせる。</p> <p>・同程度の場合でも、比較の根拠は記載する。</p>
39	活用の効果 工程	<p>・様式3と合わせる。</p> <p>・同程度の場合でも、比較の根拠は記載する。</p>
40	活用の効果 品質	<p>・様式3と合わせる。</p> <p>・原則として、完成物に関する品質を比較する。</p>
41	活用の効果 安全性	・様式3と合わせる。
42	活用の効果 施工性	・様式3と合わせる。
43	活用の効果 周辺環境への影響	・様式3と合わせる。
44	活用の効果の根拠	<p>・経済性は様式3の経済性と合わせる。</p> <p>内訳ではイニシャルコストのみを記入し、材料費、労務費(人件費)、機械経費等に分けて記載する。 できるだけ1式の記載はやめて、数量を記載する。</p> <p>ランニングコストにより全体のサイクルコスト(イニシャルコストとランニングコストの合計)が逆転する場合は、コストタイプでサイクルコスト型を選び1・3・5・10年毎の合計金額を記載する。</p> <p>・従来技術は、国土交通省の土木工事標準歩掛(施工人数)や一般歩掛等で仮想積算をして下さい。 新技術は自社歩掛等で積算をする。</p> <p>多くある間違い事例は、材料の新技術で材料費のみの比較とすることで、正しくは施工数量当たりの材料費、労務費、機械経費等を積み上げて仮想積算で比較する。</p>

現状の「活用の効果」はイメージで作成しますが、様式3での定量値比較で「向上」が主張でき、その裏付けが添付資料で確認できなければ修正して頂くことになります。逆に様式3が固まった時点で当初想定外の項目で「向上」を主張できる場合もあります。
様式2、様式3、添付資料の関係は下図のとおりです。

様式2での主張

様式3の定量値比較で裏付

定量値の採取元である添付資料
「試験・実験報告書等」での定量値確認

④基本的な留意事項について

45	施工単価	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術及び従来技術の積算条件等を記載する。 「〇の100m²当たりの△施工費用を見込んでいる。〇厚さは〇cm、・・・」等検討して下さい。 ・「* 自社歩掛」と記載される場合は、見積もりではなく歩掛を出してくれと言われた場合、出せるとともにその歩掛は変更しない。現場により変わるものもためです。「この条件であれば全国この歩掛を使用するというものになる。見積もりだけなら、ここでは自社歩掛のチェックをやめる。
46	施工方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の一般的な施工方法を記載する。
47	残された課題と今後の開発計画	<ul style="list-style-type: none"> ①今後の課題は、現在の新技術で考えられる課題を記載する。 ②対応計画は、①の課題に対して何を検討していくか記載する。
48	実績件数	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料で件数の根拠が必要。次の「・・・施工実績」欄に記載した内容も、添付資料で根拠が必要。
49	国土交通省における施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・工事名を確認して記載する。CORINS登録番号はわからないのか確認。 CORINS登録番号がわからない場合は、事業種類欄を「その他」とする。 ・施工開始、施工終了は工事の契約工期(全体工期)を記載する。 ・開発年以降で、かつ提出日までに竣工(業務の場合は完了)した分を記載する。
50	国土交通省以外の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・工事名は、正式な名称を記載して下さい。可能であればコリンズ番号も記載する。 ・施工開始、施工終了は工事の契約工期(全体工期)を記入する。 ・開発年以降で、かつ提出日までに竣工(業務の場合は完了)した分を記載する。
51	特許・実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ・「特許・実用新案」の概要が記載されていない場合がある。最低限、下記の項目を記載し、添付資料に整理。 ①特許(出願、公開等)番号、②特許権者(出願人)、③備考欄に「発明の名称」
52	実験等実施状況	<p>主要な試験・実験に関する添付資料中表紙の内容を記載する。 (後述67を参照し、試験・実験毎に「資料番号」「資料名称」「試験名称」「試験目的」「試験方法と試験実施機関名称」「試験条件(数値採取条件)」「試験結果」「判定基準」「考察」を箇条書きにする。)</p>
53	第三者評価・表彰等	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設技術審査証明」は14団体のみで、その他に関しては「その他の制度等による証明」に記載する。 その他の例:ものづくり日本大賞、国土技術開発賞、自治体・各種団体の技術評価制度等。
54	添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料の名称を記載する。(例:【添付資料1】経済性比較) 様式3の「⑦添付資料名・番号」に記載している添付資料名・番号と合わせる。 なお、様式3の⑦に記載のない添付資料(例:施工実績表、特許等)も記載する。
55	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付。 ※ 写真の制限: 7枚以内、GIF形式 or JPEG形式、横600ピクセル(ドット)以内、185kB以内。
56	最終確認内容	<p>様式2、様式3、様式4の主なチェック項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式2の経済性で、様式3の内容と整合が取れているか。 2. 様式2の経済性以外で、様式3の評価項目小、③欄、④欄と様式2の内容が整合しているか。 3. 様式4で、様式3の内容と整合が取れているか。
様式4		
57	技術名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の名称は、様式2、様式3と合わせる。 ・ファイル全体の容量は2MB以内とする。→ 大きい場合、写真の容量を小さくしてください。
58	従来技術	<ul style="list-style-type: none"> ・名称は様式2、様式3と合わせる。
59	類似技術	<ul style="list-style-type: none"> ・「NETIS番号」のあるものを記載する。

④基本的な留意事項について

60	経済性、工程、現場条件、安全性	・基本的に、様式3の内容をコピーする。
61	品質	・基本的に、品質は様式3の評価項目大耐久性から評価項目大品質・出来形の評価項目中材料の内容をコピー。
62	出来形	・基本的に、出来形は様式3の評価項目大品質・出来形のうち評価項目中施工と完成物の内容をコピーする。
63	設計条件	・基本的に、設計条件は何もなければ、様式3の評価項目中の適用範囲の内容をコピーする。
64	周辺環境	・様式3の内容をコピーする。
65	評価	<p>・従来技術は評価しないので、“—”を記載する。 新技術及び類似技術については、従来技術に比べ、著しく向上→“◎”、向上→“○”、同程度→“△”、低下→“×”で評価を記載する。</p> <p>なお評価の目安として、数値の記載がある場合、10%以上向上が「◎」、10%未満であれば「○」、数値の記載がない場合、向上の項目が1項目であれば「○」、2項目以上であれば「◎」とする。</p>
様式1 申請書		
66	様式1	・こちらの要請に応じて「近畿地方整備局長 ○○ ○○殿」で作成し、郵送で原本を提出。
添付資料		
67	添付資料の作成方法	<p>・添付資料全体の目次一覧表を添付資料の最初に付ける。</p> <p>・様式2の「添付資料」欄に記載した資料名称、資料番号等と合わせる。</p> <p>・各添付資料の前には中表紙を付けて「資料番号」「資料名称」「試験名称」「試験目的」「試験方法と試験実施機関名称」「試験条件(数値採取条件)」「判定基準」「試験結果」「考察」等をあらかじめ記載する。</p> <p>なお、論文等から引用した場合は該当するページ番号を様式3⑦に記載する。</p> <p>・中表紙は写真等を記載の根拠資料とする場合も含めて、全ての記載根拠資料に必要である。</p> <p>・独自の中表紙を作成されても多くの場合、方法と条件、結果と考察等に混在が見られる。下の「中表紙雛形」を参照して作成する。上手に作成すれば中表紙の内容はそのまま様式3へ転記できる。</p>
決裁		
68	決裁での質問内容	・決裁における質問や意見の問い合わせには、対応すること。

【共同開発同意書参考例】

〇〇〇〇〇〇【技術名称】のNETIS登録に関する覚書

△△△△株式会社【NETIS申請者】および□□□□株式会社【同意者】は、共同開発した〇〇〇〇〇〇のNETIS登録に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 △△△△株式会社はNETIS登録、維持に関する窓口機関として全ての手続きを自己の負担で行うものとし、□□□□株式会社は△△△△株式会社に協力するものとする。

第2条 △△△△株式会社と□□□□株式会社はNETIS実施規約に同意し、同規約に定められたNETIS申請者に係る責任の全てを△△△△株式会社が負うものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、△△△△株式会社および□□□□株式会社が各1通を保有する。

令和 年 月 日

【NETIS申請者】

住 所
会 社 名 △△△△株式会社
代表者氏名 印

【同意者】

住 所
会 社 名 □□□□株式会社
代表者氏名 印

※ 同意書は自由様式であり、上記は同意書の参考例ですのでこだわる必要はありません。

共同開発者からの「①NETISの実施規約に同意する旨」、「②当該新技術のNETIS登録に際して御社が申請窓口となることに同意する旨」が記載された同意書を御社宛に提出して頂き、その写しを提出してください。

注意:表示の都合で横長にしていますが、提出は、A4縦長で提出をお願いします。

NETISの登録方法について

— 終了 —